

益子特別支援学校

進路だより 号外

◆◇◆障害基礎年金について◆◇◆

本校保護者等の皆様にとって、親亡き後のお子様の生活には不安と心配が尽きないことと思います。中でも金銭面に関する不安は大きなものだと思いますが、その不安を解消する助けとなるのが「障害基礎年金」です。

「障害基礎年金」は、請求があった障害者に対し、20歳に達した翌月から1級受給者で月当たりおよそ8万4千円、2級受給者でおよそ6万8千円が支給される（令和6年度額）制度です。受給者に子どもがいる場合は加算があります。

「進路だより号外」では、これから4回に分けて知的障害者の年金受給についてお知らせしていきます。

なお、今回の連載は参考程度にさせていただき、より正確で詳しい情報を知りたい方は、市町の福祉窓口や年金事務所に直接確認をお願いします。

（参考資料：日本年金機構HP、厚生労働省HP、北海道庁HP、NPO法人障害年金支援ネットワークHP）

1 障害基礎年金（知的障害）の概要

はじめに、知的障害とは一般的に

- ・発達期（概ね18歳まで）の障害であること
 - ・知的機能障害があること
 - ・家庭または社会生活上の適応障害であること
- で、医療、教育、福祉等の援助を要する状態

と定義されています。「知的機能」について具体的な指標として用いられる「IQ」で言えば、軽度知的障害で70ないし75以下とされています。また、「家庭または社会生活」とは、以下のような項目が該当します。

- ・身辺処理（食事・排せつ・着脱衣・入浴・洗面・整容）
- ・移動（身体移動・交通移動）
- ・意志交換（了解・表現）及び集団参加
- ・生活文化（読み書き・計算・時間・健康管理）
- ・作業（家事・職業）

さらに、これらの項目について評価が明確にできない場合には「抽象的思考力」「判断力」「推理力」「臨機応変な対応力」などが加味されます。

★障害基礎年金の等級（一部例示）

等級	障害の状態	基礎年金支給額
1級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ会話による意志の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの	（1月あたり） およそ8万4千円
2級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに一部援助が必要であって、かつ会話による意志の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの	（同） およそ6万8千円

《裏面に続く》

★受給要件

- ① 加入要件（障害を負った日に年金に加入していたか）
- ② 納付要件（保険料を滞納せずに納めているか）
- ③ 障害状態要件（年金を受給できる障害の状態であるか）

知的障害は先天的な障害と見なされ、初診日は生年月日、障害認定日は満 20 歳に達した日です。つまり、知的障害者が問われる受給要件は、③のみです。

★療育手帳は必要性か？

障害基礎年金の申請には主に精神保険医か精神科医の診断書が必要ですが、療育手帳は必ずしも必要ではありません。しかし、診断書には知能指数や知能年齢を含む臨床検査の結果を記入することが必要で、療育手帳は知的障害があることを証明する材料となるので、持っていた方が良いです。

★IQ（知能指数）や療育手帳の等級については？

IQ値は参考として扱われますが、それだけが認定基準ではありません。つまり、等級がB2、A1といった知的障害の程度ではなく、日常生活の中での援助の必要度で捉えていくこととなります。

★就労の有無は？

働いていても（一般就労、福祉的就労問わず）受給できる可能性はあります。（所得制限あり）

★「社会生活上の適応障害」とは何を基準として考える？

日常生活を、社会人として援助を得ないで送ることができるかどうかが判断基準となります。動作そのものができる、できないではありません。何かする際に声掛けや見守りが必要な場合には「ひとりでできる」ことにはなりません。

また、契約等に関わる「判断力」や、火災や自然災害等の緊急時対応なども併せて考えます。具体的には、パート等での単身生活を想定します。

⇒単身生活に何らかの援助が必要だと考えられる場合には、申請することができる、と判断して良い。

《1のまとめ》

◎障害基礎年金は、障害の状態が基準に合えば20歳からもらえる！

◎障害基礎年金をもらうには、申込みが必要！

◎1級で約8万4千円、2級で約6万8千円！（1か月あたり）

◎療育手帳の等級はほとんど関係ない！

◎働いているかいないかも関係ない！

◎一人暮らしが難しい障害状態の人は、申込みができる！

（もらえるかどうかは審査がある）